

坂田公認会計士事務所通信8月号

お客様各位

平成23年8月1日

朝から汗ばむ陽気が続いております。猛暑と節電のジレンマのなか、皆さまはいかがお過ごしでしょうか。

熱中症対策として、くれぐれも水分補給をまめに行い、一緒に暑さを乗り切りましょう。

さて、今月の弊事務所からのご連絡は下記の3点です。

1. 平成23年度税制改正
2. 高年齢者継続雇用の注意点
3. シリーズ事業計画～銀行との上手なつきあい方

1. 平成23年度税制改正

先月号で平成23年度の税制改正に関して、緊急経済対策部分の措置が成立したとお伝えしましたが、抜本改革部分については現在も国会で審議中で、政局の不安定さもあり、改正時期は見えておりません。

但し、東日本大震災復興財源確保のためには増税は必至であり、特に規模の大きい基幹税と言われる所得税、消費税及び法人税の増税は避けられないようです。

所得税と法人税は期間限定で10%の上乗せが、消費税については2010年代中に10%への変更が方針として打ち出されています。

また、相続税については、改革案として非課税枠の40%引き下げが出されており、資産家には早期の対策が必要となります。

今後も、動きがあり次第、ご連絡していきます。

2. 高年齢者継続雇用の注意点

60歳定年後も継続して64歳まで雇用を確保することが法律で定められており、そのための助成金が会社と従業員双方に用意されています。技能の伝承を図るためにも、会社は定年後の雇用を検討することが多いと考えられます。

注意すべき改正が今年の4月から行われています。従来は再雇用基準を会社が就業規則により一方的に決められていたのですが、改正により中小企業でも4月以降は労使の協議により決定する必要があるのです。

仮に従来の就業規則に定める再雇用基準があいまいで、比較的簡単な再雇用基準であれば、希望者全員を再雇用する義務が会社に生じてしまい、再雇用を拒否すると会社都合退職となり、以後3年間の助成金が支給出来なくなるという不都合が生じます。

現下の厳しい経済環境では賃金の高い高年齢者の継続雇用は難しいと考える会社も多いと考えられ、これを機会に労使が納得した厳密な再雇用基準を設定することが得策です。

3. シリーズ事業計画～銀行との上手なつきあい方

銀行から高く評価されるための具体的な着眼点として5項目があることを6月号で紹介しました。

その中で、今回は②「経営者と企業を一体として判断する」を説明します。

ここでは、代表者からの借入金は負債ではなく資本とみなすものとし、代表者への報酬や家賃の支払

坂田公認会計士事務所通信8月号

が赤字の原因であったり、また、代表者の自己資金により会社の借入金が返済出来れば、問題とされないのです。

従って、代表者の個人財産を整理することの他に、役員報酬を支払わずに借入金とすれば、会社の経費となる上に会社に内部留保が出来るのです。但し、役員報酬に係る源泉税の徴収は必ずして下さい。

銀行から高い評価を得るためには、会社から業績に関する説明資料を銀行に提示して、銀行が納得するよう働きかける必要があります。月次での管理や、業績説明資料を念入りに作成しましょう。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネストラスト

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@eto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>